

I C T活用工事に関する証明書発行要領

(趣旨)

第1 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、建設現場におけるI C Tを活用した省力化、生産性向上が求められている。

本要領は、I C T活用工事を推進するためのI C T活用証明書(以下、「証明書」という。)発行に当たり必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2 宮城県道路公社(以下「公社」という。)が発注する全ての工事を対象とする。

(実施方法)

第3 証明書の発行を希望する受注者は、工事受注後、速やかに工事打合簿で、「I C T施工・3次元化等の活用提案工事計画書※」(以下「工事計画書」という。)及びI C T活用工事に関する具体的な実施内容や対象範囲等を示した資料を公社へ提出すること。

※参考：宮城県契約課HP(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk79.htm>1)を参照

2 証明書の発行を希望する受注者は、完成届と同日付けで「I C T活用証明書」発行申請書(別紙3)に必要な事項を記入し、公社へ申請する。

3 公社は、受注者から申請書が提出された場合、工事完了時に「工事計画書」の施工プロセスの実施状況を 確認し、3項目以上の実施が確認できた場合は、別紙1により、検査結果通知書と同日付けで工事完了時の監理技術者又は主任技術者に証明書を発行する。

4 公社は、受注者が第2項で定める期日を過ぎて申請があった場合でも、検査結果通知書と同日付けで証明書を発行することができるものとする。

(証明書の管理)

第4 公社工事担当課は、「証明書発行管理リスト」(別紙2)を作成し、発行した証明書の写しとともに適切に管理しなければならない。

(証明書の再発行)

第5 公社工事担当課は、既発証明書の再発行について受注者から申請があった場合は、証明書発行管理リスト及び証明書の写しを確認の上、再発行するものとする。

附 則 (令和8年3月26日訓令第4号)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する

2 この要領に基づく証明書は、令和7年度以降に完成した建設工事を対象とする。

- 3 前項のうち、令和7年度完成工事に係る証明書の発行は、公社が設計図書においてICT活用工事である旨を指定又は総合評価落札方式一般競争入札においてICTの活用が加点条件とした工事で、宮城県「ICT活用工事及び週休2日実施工事に関する証明書発行実施要領」（令和元年9月2日施行）第2第2項第2号の規定を準用し、受注後に公社へ必要書類を提出した者を対象とする。このとき、本則第3第2項中「完成届と同日付けで「ICT活用証明書」発行申請書(別紙3)」とあるのは「「ICT活用証明書」発行申請書(別紙3)」と、同第3項中「検査結果通知書と同日付けで、工事完了時の監理技術者又は主任技術者に発行する。」とあるのは「工事完了時の監理技術者又は主任技術者に発行する。」と、同第5項中「検査結果通知書と同日付けで証明書を発行する。」とあるのは「証明書を発行する。」とそれぞれ読み替えるものとする。